

# 石川県子ども政策審議会運営要綱の一部改正について

## 1. 児童福祉部会関係

### ○虐待通報に関すること

#### ・改正内容

虐待通報に関する調査審議事項を修正

#### ・改正理由

令和7年改正児童福祉法（R7.10施行）により、保育所等における被措置児童等虐待等について、県が措置（事実確認、施設への指導等）を講じた場合の児童福祉部会への報告対象施設が拡大されたため。

## 2. 幼児教育・保育部会関係

### ○保育士資格再登録に関すること

#### ・改正の内容

保育士資格再登録とそれに伴う意見聴取体制の整備に関することを調査審議事項として追加。調査審議にあたっては、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者から意見を聴取して行う旨を明記

#### ・改正理由

令和4年改正児童福祉法（R5.4施行）により、わいせつ行為を行い保育士資格登録を取消された者は、児童福祉審議会の意見を聴き、適当と認められた場合のみ再登録が可能となったことから、意見聴取体制を整備するため。

## 3. その他所要の条文の整理

### ○守秘義務に関すること（各部会共通事項）

#### ・改正の内容

委員及び専門委員の守秘義務を明記

#### ・改正理由

委員及び専門委員の守秘義務について、明確化する。

### ○調査審議事項の事務的整理

#### ・改正の内容

児童福祉部会の調査審議事項としている、保育所等に対する事業停止命令等に関するものを幼児教育・保育部会の調査審議事項とする。

#### ・改正理由

平成26年8月6日改正（幼児教育・保育部会の設置時）の一部補正

## 【参考】改正後の各部会の調査審議事項等（抄）

調査審議事項等	備考
<p>第3条 児童福祉部会</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 児童福祉法第33条の15第<u>3-2</u>項の規定による被措置児童等虐待の<u>報告、就学前の子どもに関する教、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の6第2項による入園児虐待の報告及び学校教育法第28条第2項の規定による入園児虐待の届出報告</u>に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉法第46条第4項の規定による設備又は運営の最低基準を遵守していない児童福祉施設（<u>保育所を除く。</u>）に対する事業の停止の命令に関すること</p> <p>(6) 児童福祉法第59条第5項の規定による無届出又は無認可の児童福祉施設（<u>家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う施設並びに保育所を除く。</u>）に対する事業の停止又は閉鎖の命令に関すること。</p> <p>(7) 略</p>	<p>修正（引用条文の変更。下線部追加等）</p> <p>修正（下線部の除外規定を追加。別途、幼児教育・保育部会へ）</p> <p>修正（下線部の除外規定を追加。別途、幼児教育・保育部会へ）</p>
<p>第5条 幼児教育・保育部会</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 児童福祉法第46条第4項の規定による設備又は運営の最低基準を遵守していない児童福祉施設（<u>保育所に限る。</u>）に対する事業の停止の命令に関すること。</p> <p>(6) 児童福祉法第59条第5項の規定による無届出又は無認可の児童福祉施設（<u>家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う施設並びに保育所に限る。</u>）に対する事業の停止又は閉鎖の命令に関すること。</p> <p>(7) 児童福祉法第18条の20の2第2項の規定による<u>保育士の登録</u>に関すること。</p> <p><del>(5)</del> (8) 略</p>	<p>追加（児童福祉部会から）</p> <p>追加（児童福祉部会から）</p> <p>追加（児童生徒性暴力を行い保育士資格を取消された者の再登録に係る規定の追加）</p>